

NPO 税制優遇措置

1 個人が認定(仮認定)NPO法人に寄附した場合

個人が認定(仮認定)NPO法人に寄附をした場合「寄附金控除制度」が適用され、確定申告をすることで、税金の還付を受けることができます。「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択することができます。

●所得控除

〈算式〉

◎所得税

次のいずれかの低い金額-2,000円=所得控除額

- その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- その年の所得金額等の40%相当額

◎個人住民税

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます。

ただし、都道府県及び市町村の条例で、個人住民税の寄附金税額控除対象として規定されている場合に限り、控除率は、都道府県が条例で指定した場合は4%、市町村が条例で指定した場合は6%、都道府県と市町村双方で指定されている場合は10%になります。

●税額控除

〈算式〉

所得税

(寄附した金額-2,000円)×40%=税額控除額

個人住民税

(寄附した金額-2,000円)×10%=税額控除額

年収300万円の方が1万円寄附した場合

所得税(10,000円-2,000円)×40%=3,200円

住民税(10,000円-2,000円)×10%=800円

控除される額 4,000円

2 法人が認定(仮認定)NPO法人に寄附した場合

一般の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

〔一般の寄附金に対する損金算入限度額〕

(資本金等の額×0.25% + 所得金額×2.5%)×1/4

〔認定(仮認定)NPO法人への寄附金に対する特別損金算入限度額〕

(資本金等の額×0.375% + 所得金額×6.25%)×1/2

3 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期限までに、認定NPO法人に寄附した場合は、その寄附をした財産が相続税の課税対象から外れます。

※仮認定NPO法人には適用されません。

4 認定NPO法人のみなし寄附金制度

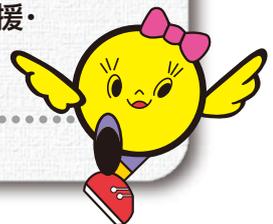
認定NPO法人が収益事業から得た利益を収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した場合は、その収益事業にかかる寄附金にみなされます(みなし寄附金)。

みなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

※仮認定NPO法人には適用されません。

認定NPO法人や仮認定NPO法人に寄附をすると、法人の活動支援にもなり、寄附したみなさんも手続きをすれば、うれしいご褒美が待っています。

ぜひ、認定NPO法人等に寄附をして、それぞれの法人の活動を応援し、地域の支援・協力の輪を広げましょう。



問い合わせ先

福島県企画調整部
文化スポーツ局文化振興課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL024-521-7179 FAX024-521-5677

電子メール bunka@pref.fukushima.lg.jp

●ホームページアドレス(認定・仮認定制度に関する案内)

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=28464

福島県 認定NPO

検索